

環保企発第 2404251 号  
令和 6 年 4 月 25 日

独立行政法人 環境再生保全機構  
理事長 飯塚 智 殿

環境省大臣官房環境保健部長

神ノ田 昌博  
(公印省略)

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」の一部改正について（通知）

「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）」に基づく救済給付の支給等の制度運用については「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和 3 年 3 月 3 日付け環保企発第 2103038 号）に示してきたところである。

今般、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）の一部が改正（令和 6 年 4 月 19 日公布、同年 5 月 27 日施行）されたこと等に伴い、別紙を下記のとおり、及び、手続様式第 1 号、第 16 号及び第 16 の 3 号を各々別添 1-1、別添 1-2 及び別添 1-3 のとおり改正し、別紙第 4 の 11(1)の改正については令和 6 年 5 月 27 日から適用することとしたので、貴職におかれては、制度の運用に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願いします。

記

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）について」（令和3年3月3日付け環企発第2103038号）の別紙を、次の表のとおり改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 救済給付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 医療費</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 被認定者ができるだけ自由に医療機関を選択でき、円滑に医療を受けることができるようにするという見地から、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局のほか、次の機関においても石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けることができるものであること（規則第10条）。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第34条第2項</u>に規定する指定医療機関</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>4～10</p> <p>11 各種の届出</p> <p>(1) 現況の届出</p> <p>被認定者は、毎年5月1日から31日までの間に、自ら署名し、又は自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人</p>	<p>(別紙)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 救済給付</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 医療費</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 被認定者ができるだけ自由に医療機関を選択でき、円滑に医療を受けることができるようにするという見地から、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局のほか、次の機関においても石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けることができるものであること（規則第10条）。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第50条第1項</u>に規定する指定医療機関</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>4～10</p> <p>11 各種の届出</p> <p>(1) 現況の届出</p> <p>被認定者は、毎年5月1日から31日までの間に、自ら署名し、又は自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人</p>

が署名した届書を、機構に提出しなければならないものであること（規則第 14 条第 1 項）。届書は、手続様式第 13 号によるものとする。日本国内に住所を有しない被認定者については、住んでいる国の住民票など、生存の事実が確認できる書類を添えなければならないものであること（規則第 14 条第 2 項）。

ただし、認定申請から 1 年以内（規則第 14 条第 3 項）、又は被認定者の氏名、生年月日及び住所につき、機構が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 7 第 4 項に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができることに限り、届出は不要であること（規則第 14 条第 1 項ただし書）。

(2)～(4) (略)

12～15 (略)

第 5～第 7 (略)

が署名した届書を、機構に提出しなければならないものであること（規則第 14 条第 1 項）。届書は、手続様式第 13 号によるものとする。日本国内に住所を有しない被認定者については、住んでいる国の住民票など、生存の事実が確認できる書類を添えなければならないものであること（規則第 14 条第 2 項）。

ただし、認定申請から 1 年以内（規則第 14 条第 3 項）、又は被認定者の氏名、生年月日及び住所につき、機構が地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9に規定する機構保存本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができることに限り、届出は不要であること（規則第 14 条第 1 項ただし書）。

(2)～(4) (略)

12～15 (略)

第 5～第 7 (略)